

令和8年度
税制及び税務行政に関する
意 見 書

関 東 信 越 税 理 士 会

令和 8 年度税制及び税務行政に関する意見書

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 意見書の構成	1
III. 令和 8 年度税制及び税務行政に関する意見項目	
(i) 税制に関する意見—47 項目	
1 所得税法関係 (13 項目)	
《所得控除に関する基本的考え方》	2
(1) 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長すること。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長すること (継続)	2
(2) 所得税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること (継続)	2
(3) 土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすること (継続)	3
(4) 譲渡所得の計算における 5%概算取得費の見直しをすること (継続)	3
(5) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正が必要となった場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うこと (継続)	4
(6) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること (継続)	4
(7) 源泉徴収の対象となる報酬若しくは料金、契約金又は賞金(報酬等)の特に「報酬等」について、デジタル化に適合するよう、対象となる報酬等の範囲にプログラマー、ITコーディネータなどを加えること。または、限定列举ではなく、所得税法第 161 条(国内源泉所得)第 1 項第 6 号「国内で行う人的役務の提供を事業とする者の、その人的役務の提供に係る対価」のような形とすること。また、報酬等についても納期の特例の対象に含めること (新規)	5
(8) 医療費控除を廃止すること (新規)	5
(9) 事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること (継続)	6
(10) 控除対象扶養親族については、扶養親族のうち、その年の翌年 4 月 1 日現在の年齢が 16 歳以上の者とし、特定扶養親族については、控除対象扶養親族のうち、その年の翌年 4 月 1 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者とすること (継続)	6
(11) 企業が従業員に食事の支給をする場合における給与課税しない要件を、使用者の負担額が月額 3,500 円以下を見直すこと (継続)	7
(12) 雑損控除のうち「特定非常災害により生じた損失」については、「盗難又は横領により生じた損失」と区分するとともに、この「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番を他の所得控除を行った後の所得金額から控除すること (継続)	7
(13) 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期限を後ろにずらすこと (継続)	7

2 相続税法関係（7項目）

- (1) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること（継続）・・・8
- (2) 2割加算の対象から、法定相続人である兄弟姉妹とその代襲相続人を外すこと（継続）・・・9
- (3) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地（宅地）等の評価減を設けること（継続）・・・9
- (4) 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること、及び開示内容を見直すこと（継続）・・・9
- (5) 贈与財産の加算制度の適用を受けたものについても、配偶者の税額軽減の適用を認めること（新規）・・・10
- (6) 相続開始前の贈与加算について各年基礎控除範囲内の贈与分を除くこと（新規）・・・10
- (7) 相続開始時に被相続人が役員等であった同族会社に対し当該被相続人が貸付金を有していた場合における財産評価等について、特例措置を設けること（継続）・・・10

3 法人税法関係（3項目）

- (1) 役員給与損金算入規定等について見直すこと（継続）・・・11
- (2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること（継続）・・・11
- (3) 修正申告・更正等の対象事業年度に係る消費税につき全部又は一部を年度中に申告・更正等が行われない場合においても翌事業年度の損金算入可能とすること（継続）・・・11

4 消費税法関係（7項目）

- (1) 消費税の非課税取引は大幅な縮小をすること（継続）・・・12
- (2) 消費税において単一税率に変更し、免税点の廃止を行い課税ベースの拡大を行うこと（継続）・・・12
- (3) 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたい場合には、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとすべきである。括弧書き「15日前の日」という条文を削除すること（継続）・・・13
- (4) 売上高1億円以下の事業者に関し、適格請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲を3万円未満とすること（継続）・・・13
- (5) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例）の適用を延長又は恒久的なものとすること（継続）・・・13
- (6) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）について、課税売上高が1億円超の事業者について、1万円未満の取引についてインボイスを不要とすること（継続）・・・14
- (7) 消費税の準確定申告の申告期限に有罪規定を設けること（継続）・・・14

5	その他の国税関係（2項目）	
(1)	印紙税を廃止すること（継続）	14
(2)	相続等による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を 軽減すること（継続）	15
6	地方税法関係（11項目）	
(1)	償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。また、法人におけ る償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても 国税と同様とすること（継続）	15
(2)	償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している 資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額 を算定し、税額を計算すること（継続）	16
(3)	事業所税を廃止すること（継続）	16
(4)	個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること（継続）	16
(5)	電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課 税方式について、資本金等が1億円以下の中小法人については、収入割課 税を適用除外とし、所得割課税のみにすること（継続）	16
(6)	固定資産税（償却資産）において、建物附属設備（家屋と構造上一体となっ て家屋の効用を高める設備）については、平成16年度税制改正前と同様に それを取り付けた者が建物の所有者か賃借人かに関係なく課税対象に含めな いものとする（継続）	17
(7)	家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること （継続）	17
(8)	外形標準課税を引き続き中小法人に導入しないこと（継続）	17
(9)	個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること （継続）	17
(10)	個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の 範囲を見直し税率の一本化を図ること（継続）	18
(11)	地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一 する「地方統一様式」を導入すること（継続）	18
7	所得税法・法人税法・地方税法共通関係（3項目）	
(1)	「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減 を認めること（継続）	18
(2)	少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること（新規）	19
(3)	中小企業向け賃上げ促進税制については税額控除額の上限（調整前 法人税額の20%）を引き上げること（新規）	19
8	国際課税関係（1項目）	
(1)	外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること（継続）	19

(ii) 納税環境整備に関する意見－6項目

- (1) 国税に関する納付書（国税の納付書、所得税徴収高計算書等）が国税庁
HP等からダウンロードできるようにすること（継続）・・・20
- (2) 税理士試験の受験資格を完全に撤廃すること（継続）・・・20
- (3) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（継続）・・・20
- (4) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、
申告書等のコピーも認めること（継続）・・・20
- (5) e-Taxによる納税者の税務届出書に関する提出状況を閲覧可能と
すること、また、開示請求権を創設すること（継続）・・・21
- (6) 申告書のほか、更正の請求書についても書面添付できるようにすること
（新規）・・・21

(凡 例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「１・２・３」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「財基通」……………財産評価基本通達
「通則令」……………国税通則法施行令	「消法」……………消費税法
「所法」……………所得税法	「消令」……………消費税法施行令
「所令」……………所得税法施行令	「消基通」……………消費税法基本通達
「所規」……………所得税法施行規則	「地法」……………地方税法
「所基通」……………所得税基本通達	「地令」……………地方税法施行令
「法法」……………法人税法	「地法附則」……………地方税法附則
「法令」……………法人税法施行令	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法規」……………法人税法施行規則	「措法」……………租税特別措置法
「法基通」……………法人税基本通達	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相法」……………相続税法	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「相基通」……………相続税法基本通達	
「財基通」……………財産評価基本通達	

I. 基本的な考え方について

税理士法第 49 条の 11（建議等）において「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定され、税理士法第 49 条の 15（税理士会に関する規定の準用）に基づき、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、各税理士会から意見を集約し、税制改正及び税務行政に関する建議書を取りまとめている。関東信越税理士会（以下、「本会」という）においては、同建議書の作成のために毎年日税連へ意見書（建議書）を取りまとめ提出している

なお、意見書は下記の観点に基づき作成している。

- ① 担税力に即した公平な税負担
- ② 中立的で簡素な税制
- ③ 合理的な事務負担
- ④ 時代の変化に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

II. 意見書の構成

「本会」の意見項目は、所属する会員から毎年 9 月末日を目途に意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、意見書への掲載を見合わせている。

令和 8 年度税制及び税務行政に関する要望として会員より 162 項目の意見が提出され、そのうち 53 項目を採用し、「税制に関する意見－47 項目」、「納税環境整備に関する意見－6 項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

Ⅲ. 令和8年度税制及び税務行政に関する意見内容

(i) 税制に関する意見

1 所得税法関係

《所得控除に関する基本的考え方》

所得税は、個人の生活費となる所得に対して課税を行うものであり、最低生活費の保障の観点から一定の課税されない所得として定められた基礎控除については、すべての所得者に対し一律無条件で控除される制度にすることが望ましい。しかしながら、昨今の所得格差の拡大に対処するため、令和2年分以降、合計所得金額1,805万円超から基礎控除が逡減し、2,500万円を超えると基礎控除が0となる改正が行われている。富の再分配の観点からすると望ましいことではあるが、制度があまりに複雑になりすぎて、簡素な税制という趣旨に反している。

また、現在103万円の壁の引き上げが議論になっているが、これは一定の勤労者世帯における手取り収入の増加の面で効果があるかもしれないが、低賃金のパート労働者の地位の固定化につながる懸念がある。さらに、雇用契約によらない労働者等、給与所得控除の恩恵にあずかれない労働形態が定着する傾向にある中で、高齢者雇用における公的年金等控除と給与所得控除の重複適用による税負担の不公平等、控除の在り方にもゆがみが生じている。基礎控除を含む人的控除の在り方と給与所得控除等各種所得控除を総合的に見直し、働き方の如何にかかわらない公平な税制の構築が必要とされる。

今後、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、税負担の在り方についても、所得控除の増額による負担の回避ばかりを考えるのではなく、一定の水準までは低率で広く負担を求めることも今後の税制の在り方として考慮に入れるべきではないかと考える。

(1) 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長すること。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長すること（所法70）（継続）

（理由及び意見）

青色申告法人の欠損金の繰越期間が10年、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が、原則5年で統一されている。これらの期間と比較し、個人の青色申告者の純損失の繰越期間が3年であることは、均衡を失っており、少なくとも5年に延長すべきである。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長するべきである。

(2) 所得税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること（所法124、125）

（継続）

（理由及び意見）

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっている

るのが現状であり、申告期限までに申告納税を行うことが困難となる場合が増加している。申告期限までに申告納税ができない一定の理由がある場合には、正確な申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内まで延長できる規定を設けるべきである。

また、この場合において、被相続人の事業を引き継いだ相続人の相続開始があった年分の所得税の確定申告期限を翌年 3 月 15 日と相続税の申告期限のいずれか遅い日とする特例を設けるべきである。

(3) 土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすること

(所法 69、措法 31、32) (継続)

(理由及び意見)

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成 16 年度の改正により土地建物等の譲渡損失の他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本である「応能負担原則」に著しく反している。

さらに、この損益通算の規制と損失の繰越控除の規制によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっているため損益通算を可能にすべきである。

(4) 譲渡所得の計算における 5%概算取得費の見直しをすること (所法 38、60、61、措法 31 の 4①) (継続)

(理由及び意見)

現在、土地建物を譲渡した場合には、その申告において取得費を証明するために売買契約書及びその金額を記載した領収書を添付することになっている。しかし土地建物は相続で取得するケースも多いため、その保有期間が長期間に渡ることが一般的である。そのためこれらの証憑書類が紛失していることも少なくないため、譲渡所得の計算上、措置法第 31 条の 4 により譲渡収入金額の 5%相当額を概算取得費とすることができるとされている。

しかし、この方法によると実際の譲渡益とは大きく乖離していると言わざるを得ない。このように証憑書類がないために所得税が過大に課されることは適正な課税とは言えないと考える。そこで、どうしても取得費の推計が困難である場合において概算取得費を用いる場合には、土地の概算取得費算定上の率に関しては、5%から引き上げること、また建物の概算取得費算定上の率に関しても、最高適用率を 5%から引き上げるとともに、減価の観点から、保有期間に応じた逓減率(最低 5%)を採用すべきである。

(5) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正が必要となった場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うこと（所法 190 他）

(継続)

(理由及び意見)

現行の年末調整制度では、主たる従事先である事業主に対して、業務に直接関係のない家族に関する事情等を申告しなければならず、プライバシー保護の観点からも問題がある。納税者によっては、配偶者の正確な所得を把握することができず、正しい年末調整が行えない者もいる。近年は所得税の簡単な申告であれば、スマートフォンで気軽にできるようになる等、申告に係るデジタル環境は次第に整ってきている。今後、e-Tax のサーバー増強などの問題が生じる可能性もあるが、給与所得を主とする納税者が、事業主に扶養控除等申告書を提出する行為と自分で確定申告する行為との負担の差は徐々に縮まってきている。

また、現行の所得税源泉徴収の実務においては、従業員が年末調整処理の際に扶養親族の申告を行い、その後に扶養家族の所得超過等で扶養親族の対象ではないことが判明した場合等には、当該従業員が勤務する事業主宛に所得税が追徴され、その後、従業員の給与から追徴分を徴収するという事務が行われる。

このように、事業主が従業員から提出された資料に基づき正しく処理をしたにもかかわらず、一時的ではあるが追徴を受け、その後の精算事務も行わなければならないという事務的負担を負わされるというのは不合理であるため、そのような場合においては、誤った扶養控除等申告書を提出した従業員本人が、確定申告の義務を負う制度に改めるべきである。

(6) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること（所法 2①三十四の二、三十四の三、所法 84、平成 22 年度所得税法等改正法附則 5）

(継続)

(理由及び意見)

児童手当等の給付は、社会保障制度の一つとしての子育て支援が目的である。一方、所得（扶養）控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。少子化傾向の我が国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

(7) 源泉徴収の対象となる報酬若しくは料金、契約金又は賞金(報酬等)の特に「報酬等」について、デジタル化に適合するよう、対象となる報酬等の範囲にプログラマー、ITコーディネータなどを加えること。または、限定列挙ではなく、所得税法第161条(国内源泉所得)第1項第6号「国内で行う人的役務の提供を事業とする者の、その人的役務の提供に係る対価」のような形とすること。
また、報酬等についても納期の特例の対象に含めること(所法204、216、所令320) (新規)

(理由及び意見)

源泉徴収の対象となる報酬若しくは料金、契約金又は賞金は法令において限定列挙されているが、法令上で規定されている報酬等についてはその解釈に困難を伴うものが多い。実務上は不納付加算税のリスクが大きいため、安全性の観点から本来必要のない報酬についてまで源泉徴収の対象にするケースも見受けられる。

また、デジタル化やオンライン化に合わせて判断に迷う報酬等も多いため抜本的に改正をするべき時期にきている。

また、納期の特例の趣旨は事務負担の軽減であるが、弁護士、税理士等の報酬以外の報酬等が含まれていないのはその趣旨に反するため、弁護士、税理士等の報酬以外の報酬等も納期の特例の対象となる報酬等の源泉所得税に含めるべきである。

(8) 医療費控除を廃止すること(所法73) (新規)

(理由及び意見)

医療費については、健康保険制度内で手当てされるべきである。高額医療費制度が存在することから医療費控除が発生するケースにおいては健康保険制度の対象とならない自由診療によることが多々見られる。医療費の支出に伴う担税力の減少を反映するという医療費控除の本来の目的からいえば、高額な自由診療を受けることを自ら選択した者ではなく、自由診療を受けることができない低中所得者が対象となるべきではないだろうか。

また、所得控除の性質として所得税率の高いものほど恩恵を受けることができることや、そもそも所得税が発生しない低所得者にとっては恩恵を全く受けることができないことから、本当に医療費が重荷となっている納税者の助けになっているのか疑問である。

医療費控除を廃止すれば医療費控除を受けるために多数の納税者が来場する申

告会場の運営コストの削減にも繋がり、その分で健康保険制度を充実させるほうが公平かつ効率的に国民の健康に寄与できるのではないだろうか。

(9) 事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること

(所法 2①三十三、56, 57) (継続)

(理由及び意見)

青色専従者の労働の実態は、一般の給与所得者と変わらないことが多い。適切に経理処理が行われ、対価の額も合理的であることを前提として、配偶者(特別)控除の要件に合うのであれば控除対象とするべきである。また、生計を一にする親族に支払う対価(給与・賃金)であっても、適正契約に基づき金額、支払方法、従事時間の把握が正しく行われており、記帳が適正に行われている場合には、事業等の必要経費として認めるべきである。法人税では同族会社であっても親族に対する対価の支払いは損金算入が認められており、法人、個人の課税の公平の観点からも必要経費として認められるべきである。

(10) 控除対象扶養親族については、扶養親族のうち、その年の翌年 4 月 1 日現在の年齢が 16 歳以上の者とし、特定扶養親族については、控除対象扶養親族のうち、その年の翌年 4 月 1 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者とする
こと (所法 2①三十四の二・三、84) (継続)

(理由及び意見)

控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上、特定扶養親族は、19 歳以上 23 歳未満とその年の 12 月 31 日現在の年齢で判定している。しかし、暦年で区分すると、早生まれ(1 月 1 日から 4 月 1 日生まれ)の場合、高校 1 年生では、扶養控除の対象とならない。さらに、大学 1 年生では特定扶養とならず、特定扶養となる最後の年は、大学を卒業して就職すると扶養から外れ、早生まれでない場合よりも特定扶養控除が 1 年分受けられなくなる不公平が生じる。

さらに、児童手当の支給は、中学校卒業まで(15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで)の児童が対象であり、早生まれの高校 1 年生の親は扶養控除も受けられず児童手当も支給されないこととなる。

また、高校等の授業料の実質無償化制度である高等学校等就学支援金の支給基準は、住民税課税標準額であり扶養控除の適用の有無が影響するため是正が必要である。

(11) 企業が従業員に食事の支給をする場合における給与課税しない要件を、使用者の負担額が月額 3,500 円以下を見直すこと

(所基通 36-38 の 2) (継続)

(理由及び意見)

社会情勢の変化により最低賃金も上昇しており、この通達が発令された時代よりも物価も上昇しており、通達の金額では時代にそぐわなくなっていることから物価の変動に合わせて金額を見直すべきである。

(12) 雑損控除のうち「特定非常災害により生じた損失」については、「盗難又は横領により生じた損失」と区分するとともに、この「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番を他の所得控除を行った後の所得金額から控除すること

(所法 70、71、71 の 2、72、87) (継続)

(理由及び意見)

現行の雑損控除では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による損失は、それ以外による損失よりも多額になることが多く、生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではない。このため、まず、他の所得控除を先に行い控除後の所得金額から「特定災害により生じた損失」による控除を行うことで、控除残については翌年以降に繰り越すものとし、災害による担税力の喪失を最大限に勘案するべきである。

(13) 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期限を後ろにずらすこと

(所法 120、122、123、190) (継続)

(理由及び意見)

(1) 年末調整の実施時期等

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じることがある。このような二度手間をなくすため、年末調整は翌年 1 月末までに行うものとして、給与支払者の負担を軽減すべきである。併せて、納期特例の納付期限を 2 月 10 日とすべきである。

(2) 所得税の申告期間等

年末調整の実施時期等を 1 ヶ月後ろにずらす場合には、源泉徴収票や法定調書

を必要とする所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても見直しが必要である。加えて、近年、マイナポータルを活用した所得税確定申告事務のデジタル化の動きが加速している。しかし、年末の医療費情報やふるさと納税に係る寄附金受領証明書などについては、現行の確定申告期限では、その間にマイナポータルに格納されるケースがあり、せっかくの情報が活用されない結果となることがある。

したがって、所得税の確定申告期限についても、消費税と同じ3月31日までとすべきである。

2 相続税法関係

(1) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること（措法70の2、70の5、70の6、70の7）（継続）

（理由及び意見）

現行の事業承継税制は改正を重ねて拡充されてきてはいるものの、平成30年度改正の内容をもってしてもなお、手続きが煩雑であるだけでなく、あくまでも「納税猶予」制度であることから承継者は常にプレッシャーを受け続けることとなる。

また、贈与時に当該税制を利用した場合には、先代が亡くなった時に、二代目は、先代の親族（相続人）と共に相続税の申告をしなければならないという弊害がある為、特に親族外承継の利用が進まないのが現状である。

当該税制の内、制限が少なく税制優遇の高い特例措置は、令和9年3月31日に適用期限を迎え、期限後は一般措置のみとなる。したがって、将来的に税制面から事業承継に尻込みする承継者が、現状より増加することも否めない。

そこで、いわゆる「小規模宅地等の特例」のように、シンプルに非上場株式の80%評価減制度を導入することで、承継者の負担を軽減し、円滑な事業継続を可能とすべきである。適用対象となる会社は現行制度（中小企業者要件、従業員要件、資産管理会社非該当要件、非上場会社等要件、風俗営業会社非該当要件、円滑な事業運営要件など）を踏襲し、その確認期間は5年間とする。当該要件については、事業承継対象法人の法人税の申告書の内容をもって所轄税務署が確認を行う方法が望ましい。5年以内に要件を満たさなくなった場合には評価減が無効となり、80%分の相続税又は贈与税（当初に申告した税目）を追加で納税できるよう制度を構築すべきである。なお、この場合、他の相続人に影響が生じないよう承継者のみで納税が完結する仕組みが望ましい。贈与時に評価減制度を適用した場合に限り相続税の持ち戻し加算は免除すると共に、相続時に評価減制度を適用した場合であっても他の相続人に影響が生じないよう課税方式の変更等も視野に入れて検討すべきである。

(2) 2割加算の対象から、法定相続人である兄弟姉妹とその代襲相続人を外すこと（相法 18）（継続）

（理由及び意見）

相続税の 2 割加算が制定されたのは、昭和 33 年であり、配偶者及び第 1 親等以外の者が相続するのは、偶然性が高いため相続税の負担を加重するのが適当であるとされたことによる。

しかし現在では、少子高齢化の影響もあり、配偶者や一親等の血族がいない相続や、相続人が不存在の相続が増加し、兄弟姉妹が財産を相続することが偶然性が高いことではなくなっている。

したがって、2 割加算の対象から、法定相続人である兄弟姉妹とその代襲相続人を外すべきである。

(3) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地（宅地）等の評価減を設けること（相法 22、財基通 1、89）（継続）

（理由及び意見）

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に 1.0 倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の 20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出が可能であるが、これは固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまない。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた（5 年単位など）減額措置を設けるべきである。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。

(4) 相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること、及び開示内容を見直すこと（相法 49①）（継続）

（理由及び意見）

相続人全員の開示請求を行う場合、開示請求者については開示対象者とならないため、開示請求者本人分の取得のために他の相続人が改めて開示請求者となり開示請求をするか、もしくは、請求者は自らの贈与時期や贈与財産を確認するには、申告書等閲覧サービスや個人情報開示請求という手続きをする必要がある。

相続時精算課税の制度は、平成 15 年 1 月から開始し、開始から 20 年以上が経過し、相続人の中には書類の紛失や適用の失念などを行っている場合も考えられる。開示請求者も開示対象者に含めることで、提出回数が削減され、トラブルの防止や適正な申告に繋がる。さらに、開示請求後回答までに最長で 2 ヶ月必要となる

場合もあり、1回の請求で完結させることで、手続きの簡略化を行うべきである。

また、現制度における開示書の様式は、開示対象者全員の相続開始前3年内の贈与、及び相続時精算課税適用分の金額が合計額で開示される。相続税申告書の作成においては相続人各人の当該金額の明細が必要であることから、開示対象者各人における当該金額を開示できるように変更すべきである。

(5) 贈与財産の加算制度の適用を受けたものについても、配偶者の税額軽減の適用を認めること（相法 19 の 2）（新規）

（理由及び意見）

相続税の配偶者の税額軽減については、相続によって財産を取得したものについて適用されるため、贈与により取得した財産について、贈与税額の加算を受けた場合に、配偶者の税額軽減の適用ができないのは不公平である。

(6) 相続開始前の贈与加算について各年基礎控除範囲内の贈与分を除くこと（相法 19）（新規）

（理由及び意見）

令和5年度改正で相続開始前の贈与加算期間が7年に延長されたことにより、贈与の管理の負担が増える。また、相続時精算課税制度においても基礎控除分は加算の対象外となることから制度間の負担の公平性を図るためにも基礎控除部分の贈与加算は除くべきである。

(7) 相続開始時に被相続人が役員等であった同族会社に対し当該被相続人が貸付金を有していた場合における財産評価等について、特例措置を設けること（継続）

（理由及び意見）

被相続人が役員等であった同族会社に対し当該被相続人が貸し付けた金銭等の額については、会社の経営状況の悪化等に伴い発生し最終的に回収可能性が低いことが多いが、相続税財産評価においては、額面額での評価となり回収不能額を控除することはできない。

相続税法はその22条で、財産評価は、「時価」によると定めている。回収が見込まれない同族会社への貸付金等の時価については、回収不能額を減額し評価する必要がある。財産的価値に乏しく担保力のない財産に相続税が課税されることを回避するため、適正な評価方法について検討すべきである。

また、当該被相続人が遺言等により債権放棄した場合は、その債権放棄額は当該同族会社の益金の額に算入される。加えて相続税の課税対象となるため、法人税と相続税の二重課税が生ずることとなる。したがって、一定要件の下に債権放棄され

法人の益金の額に算入された当該貸付金等については、相続財産に含めない取り扱いとする特例措置を設けるべきである。

3 法人税法関係

(1) 役員給与損金算入規定等について見直すこと（法法 34）（継続）

（理由及び意見）

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿であると考えられる。したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること（法法 23）（継続）

（理由及び意見）

平成 27 年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたが、株主としての地位に基づいて配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税されてしまうと、同一の利益に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

(3) 修正申告・更正等の対象事業年度に係る消費税につき全部又は一部を年度中に申告・更正等が行われない場合においても翌事業年度の損金算入可能とすること（法基通 9-5-1、9-5-2）（継続）

（理由及び意見）

税込経理の場合、消費税等の損金算入の時期は当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の損金の額に算入するのが原則であるが、損金経理により未払金に計上したときの当該金額については、当該損金経理をした事業年度の損金の額に算入することができる。

一方、税込経理で税務調査等により売上計上もれ等を修正申告する場合、その消費税については未払金計上が不可能なので、修正申告書を提出した日の属する事業年度までは損金算入ができない。特に重加算税を伴うような長期間に及ぶ修正申告の場合はその影響はさらに大きくなり、一つの事実に対して選択する会計処理で大きな不平等が生ずることとなる。

そこで、2年以上連年の修正申告、更正があり、税込経理方式を適用している場合においては、修正申告ないし更正等の対象事業年度に係る消費税については、特例として、本来申告すべき事業年度（翌事業年度）の損金の額に算入することができる規定を新設すべきである。

あるいは、税込方式を採用し、当初申告で損金経理により未払金に計上している場合には、当初申告の損金算入時期に合わせて、修正申告等による消費税額を損金の額に算入することができる規定を新設すべきである。

4 消費税法関係

（１）消費税の非課税取引は大幅な縮小をすること（消法６、別表２、別表２の２）

（継続）

（理由及び意見）

消費税は社会保障制度維持のために必要不可欠な財源であるが、非課税の居住用不動産の貸付について、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化措置等、非課税取引を起因として度重なる税制改正により複雑化し、税制の基本理念である簡素からかけ離れてしまっている。非課税取引については、非課税売上に対応する課税仕入れは仕入税額控除できないことから、取引過程において価格形成の歪みや税の累積を生じさせるとともに、税収を阻害する要因となるので、大幅な縮小を図るべきである。

（２）消費税において単一税率に変更し、免税点の廃止を行い課税ベースの拡大を行うこと（消法９、消法２９）

（継続）

（理由及び意見）

消費税の軽減税率については、低所得者対策として導入されたがその効果は不明であり逆進性も指摘されている。また免税点においても零細事業者の事務負担軽減とされていたが、インボイスの導入に伴いその効果は薄れ納税負担が増加する状況となってきた。そのため、単一税率に戻すとともに免税点を廃止し一律の消費税課税とする。これに伴い、低所得者に対して増加する消費税の適切な負担軽減措置を講ずるものとする。

(3) 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたい場合には、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとすべきである。括弧書き「15 日前の日」という条文を削除すること (消法 57 の 2 ⑩一) (継続)

(理由及び意見)

適格請求書発行事業者の登録を取りやめたい場合の届出について、登録取消届出書をその提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して 15 日前の日の前日まで提出することになっているが、この場合、他の届出書の提出期限との違いにより、不合理な間違いを誘発しかねない。

そこで、他の取下届出書と同様にその提出のあった日の属する課税期間の末日までに提出すれば、翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとすべきである。

(4) 売上高 1 億円以下の事業者に限り、適格請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲を 3 万円未満とすること (消法 2 ①十四、9、29、30⑦) (継続)

(理由及び意見)

消費税の適格請求書保存方式への移行で、3 万円未満の取引にもインボイスが必要となったが、少額特例として税込 1 万円未満の課税仕入れについて、基準期間課税売上高 1 億円以下の事業者に限り、満 6 年間はインボイス不要となった。しかし、これが経済活動に制約をかけているため、3 万円未満の支払いについてはインボイス不要とし、帳簿記載方式に戻すべきである。

(5) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (いわゆる 2 割特例) の適用を延長又は恒久的なものとし、(消法平成 28 年改正法附則 51 の 2 ①・②) (継続)

(理由及び意見)

消費税法平成 28 年改正法附則第 51 条の 2 第 1 項及び第 2 項 (いわゆる 2 割特例) は令和 5 年 10 月 1 日以後 3 年を経過する日までの日の属する課税期間について適用されることとなっている。

他方、消費税法平成 28 年改正法附則第 52 条及び第 53 条 (仕入額控除の特例：80%控除及び 50%控除) については計 6 年間の経過措置を設けている。

① 50%控除が適用となる頃に小規模事業者である免税事業者が一定数課税事業者となることを見込まれる。2 割控除がなくなる時期と重なり、新規適格請求書発行事業者登録に影響する。

② 課税事業者には 6 年間の経過措置があるのに対して、新規に課税事業者となる小規模事業者には 3 年程度の特例措置が用意されているにとどまるため、小

規模事業者への税負担及び事務負担の増加への配慮を引き続き行うべきである。
具体的には基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である適格請求書発行事業者については、2 割特例を延長、可能であれば恒久化すべきである。

(6) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）について、課税売上高が 1 億円超の事業者について、1 万円未満の取引についてインボイスを不要とすること

(消法平成 28 年改正法附則 53 の 2、平成 30 年改正令附則 24 の 2①) (継続)

(理由及び意見)

大規模な事業者については取引量が多く、少額な取引についてすべてインボイスを必要とすると膨大な手間とコストがかかることが想定されるため、インボイス制度開始時には、一定規模以下の事業者と同様の事務員負担軽減措置が必要と考えるため。

(7) 消費税の準確定申告の申告期限に有恕規定を設けること (消法 45)

(継続)

(理由及び意見)

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっているのが現状であり、申告期限までに申告納税を行うことが困難となる場合が増加している。申告期限までに申告納税ができない一定の理由がある場合には、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内まで延長できる規定を設けるべきである。

また、この場合において、被相続人の事業を引き継いだ相続人の相続開始があった年分の消費税の確定申告期限を翌年 3 月 31 日と相続税の申告期限のいずれか遅い日とする特例を設けるべきである。

5 その他の国税関係

(1) 印紙税を廃止すること (印紙税法全文) (継続)

(理由及び意見)

印紙税は、特定文書の作成行為に対して課税されるものである。電子商取引が普及し、電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し、電子文書には課税しないのは、不公平であるので廃止すべきである。

(2) 相続等による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること（登録免許税法 9、別表 1、措法 72～75）（継続）

（理由及び意見）

相続等における登記が義務化されたこともあり、親族間の不動産の相続等に課される登録免許税を軽減すべきである。特に、夫婦の間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除の特例があり、これは将来残される配偶者の生活保障の意図で居住用不動産の贈与が行われる実情に対応するための制度となっているが、贈与に課税される登録免許税が 1000 分の 20 となることから特例適用の障壁となっている。そのような実情を鑑みるに夫婦間の居住用の不動産の贈与に課される登録免許税は配偶者居住権の設定登記と同様の 1000 分の 2 とすべきである。

6 地方税法関係

(1) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。また、法人における償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること（地法 341、349～351、359、383）（継続）

（理由及び意見）

賦課期日と申告期限については、「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」（平成 30 年 3 月（一財）資産評価システム研究センター）において、賦課期日は現行法のままとしつつも、申告期限につき、現行方式と電子申告に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、課税庁の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずはこれを早期に実現すべきである。

また、償却資産税の賦課期日は、法人についても決算日と関係なく、1 月 1 日とされている。平成 19 年度税制改正により、減価償却資産は残存簿価 1 円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の 5 % とする評価方法は維持されており、30 万円未満の少額減価償却資産の取扱いについても国税と乖離している。したがって、国税における固定資産税の規定との整合性、申告業務の簡素化などの観点から、法人が有する償却資産の賦課期日は決算期末日とし、国税の減価償却の計算と同一の方法で課税標準を算出する等、償却資産税の賦課期日や計算方法と申告書の提出期限を国税に合致させるべきである。

(2) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること

(地法 349 の 2、固定資産評価基準第 3 章第 1 節一) (継続)

(理由及び意見)

償却資産に対する固定資産税は、土地及び建物以外の資産のうち非事業用資産(家事用資産)については課税されない。それに対し、事業用と家事用とで共用している資産については、事業専用割合は考慮されず、割合が高くても低くても同額の課税標準となり、事業専用割合に関わらず同額課税されることは不合理であり不公平であるため、使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すべきである。

(3) 事業所税を廃止すること (地法 701 の 30～74) (継続)

(理由及び意見)

平成の大合併を背景に、新たに課税団体となった市が増加したが、都市集中の度合いが合併前後において何ら変わらないにも関わらず、新たな課税を強いるのは不合理であり、納税者に過大な負担を強いるものであるため、事業所税は廃止すべきである。

(4) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること

(租法 70 の 7 の 5～70 の 7 の 8) (継続)

(理由及び意見)

所得税及び地方税の所得控除額が異なることから、制度そのものが複雑であり、納税者に分かりにくいものとなっているため、個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすべきである。

(5) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式について、資本金等が 1 億円以下の中小法人については、収入割課税を適用除外とし、所得割課税のみにすること

(地法 72 の 2、72 の 12) (継続)

(理由及び意見)

令和 2 年度税制改正において、電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われ、資本金の額等が 1 億円以下の法人においては、収入割額及び所得割額の合算額によって、事業税を課することとされた。当該改正により、事務手続きが相当程度煩雑になり、中小企業にとって負担増となっている。そもそも収入割課税は本来、大規模電気供給業等での適用を想定しているこ

とから、資本金等が1億円以下の中小法人においては、事業税の課税方式について、収入割課税を適用除外とし、所得割課税のみにすべきである。

(6) 固定資産税（償却資産）において、建物附属設備（家屋と構造上一体となつて家屋の効用を高める設備）については、平成16年度税制改正前と同様にそれを取り付けた者が建物の所有者か賃借人かに関係なく課税対象に含めないものとする（地法341四、343十）（継続）

（理由及び意見）

賃借人が行った内部造作に対して固定資産税（償却資産）を課税することにより、新たな出店等の設備投資意欲を削ぐことになる。

これは、各市町村が「地方創生」を掲げて空き家・空き店舗問題に取り組む中、まったく相反する取扱いであることから直ちに廃止すべきである。

(7) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること（地法349他）（継続）

（理由及び意見）

家屋の評価方法は、再建築費を基準として、経年減点補正率等による調整が行われ、原則3年ごとに見直しが行われているが、実際の取引価額とはかけ離れた評価額となっている場合が散見される。一律に決められている経年減点補正率の下限を20%から10%に引下げを行うなど、建築から相当年数経過した老朽家屋については、実態に即した評価とすべく、評価方法を見直すべきである。

(8) 外形標準課税を引き続き中小法人に導入しないこと（地法72の2）（継続）

（理由及び意見）

経営基盤の脆弱な中小企業に対し、利益計上の有無にかかわらず課税することは、当該企業の経営を圧迫し、企業の存続、雇用継続に大きな影響を及ぼすこととなるため、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。

(9) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること（地法39）（継続）

（理由及び意見）

前年の所得を課税標準として翌年1月1日を賦課期日とする現行の前年所得課税では、1月1日に死亡又は出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は、死亡とは異なり、本人の意思により何度でも、賦課期日（1月1日）に出国した状態（日本国に存在しない）を創出することが可能である。

このような住民税に係る租税回避を避けるために、出国する場合には、出国日を賦課期日とする特例、例えば、国税における準確定申告のような制度を設けるなど、出国年に係る所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

(10) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること

(地法 72 の 49 の 14、72 の 49 の 17、72 の 2) (継続)

(理由及び意見)

個人事業税の事業主控除 290 万円は、平成 11 年に 270 万円から 20 万円引上げられ 290 万円となったが、この 20 年以上引上げがなされていない。個人の事業所得には勤労性所得が含まれており、法人事業税とのバランスを考慮し、事業主の給与分には事業税を課さないことを目的とするものである。国税庁が発表した令和 3 年の民間給与実態の調査から踏まえても、400 万円程度に引上げるべきである。また、課税の公平の見地から、広く一定の個人事業主に負担を求めるべきであり、すべての課税客体を課税対象とし、税率を一本化すべきである。

(11) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること (継続)

(理由及び意見)

全国一律の様式に変更することで、納税者側・地方自治体側双方での事務処理の簡素化を図られるため「地方統一様式」を導入すべきである。

7 所得税法・法人税法・地方税法共通関係

(1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること (法法 2 二十二、二十三、所法 2 十八、十九、所令 5、6、法令 12、13) (継続)

(理由及び意見)

電話加入権は、無形固定資産とされるが、減価償却資産の範囲に含まれない。したがって、減価償却の対象とはならず、また、その評価減も認められていない。しかしながら、現在は、電話加入権を購入しなくとも固定回線を開通することができること、また、相続税評価額においても令和 3 年 1 月 1 日以降の課税時期から一括評価の家庭用動産に含める取扱いとなっていることなどを考慮すると、当初の取得価額を貸借対照表に記載することは現状にそぐわないため、電話加入権についても減価償却の対象とするか、又は評価減を認めるべきである。

(2) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること

(所令 138、139、法令 133、措法 67 の 5) (新規)

(理由及び意見)

少額減価償却資産の損金算入制度において、取得価額基準を 10 万円未満とし、中小企業向けに特例を設けているが、税制の簡素化のためにこれらの制度を統合し、取得価額基準を 60 万円未満として、地方税法も同じ規定とし、償却資産税の対象資産から除外すべきである。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制については税額控除額の上限(調整前法人税額の 20%)を引き上げること (措法 42 の 12 の 5) (新規)

(理由及び意見)

賃上げは景気循環にもつながり、それを促進している会社はもっと恩恵を受けるべきである。

8 国際課税関係

(1) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること

(所法 226、所規 93①一のロ) (継続)

(理由及び意見)

名称の表記についてカナ表記や英字表記等統一がされていないことから、確定申告書記載の名義と金融機関に届け出た口座名義との「口座名義相違」に起因する還付金振込処理不能等の問題が発生する可能性がある。確定申告書等に記載する住所氏名等については、在留カード・マイナンバーカードに統一すべきである。

(ii) 納税環境整備に関する意見

(1) 国税に関する納付書（国税の納付書、所得税徴収高計算書等）が国税庁HP等からダウンロードできるようにすること（通則34）（継続）

（理由及び意見）

キャッシュレス納付の促進だけに偏らず、現金納付の利便性を向上するために国税庁HPやe-Taxにおいて記載誤りを回避する納付書が作成可能となるシステムなど、シンプルでスマートな納税環境の実現を図るべきである。

納税者及び行政の双方にとり事務負担が軽減される仕組み作りも歳出削減の一因と考えられる。

(2) 税理士試験の受験資格を完全に撤廃すること（税理士法5）（継続）

（理由及び意見）

令和6年度税理士試験の受験申込者数は43,919名となっている。これは過去19年間で最も受験申込者数が多かった平成17年度税理士試験の受験申込者数67,858名に比べ、35.2%もの大幅な減少である。

司法試験予備試験、公認会計士試験、司法書士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験といった主要な難関資格試験が相次いで受験資格を撤廃する中で、税理士試験が受験資格を堅持し続けることは、未来の税理士会を担う優位な人物の確保という点で他士業に大きな遅れを取りかねない。よって税理士試験の受験資格の完全撤廃を要望する。

(3) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（税理士法2）

（継続）

（理由及び意見）

税理士法で税理士が関与できる税目の中に、関税（輸入消費税）が含まれていない。税関当局もこの税理士法のしほりに基づき税務折衝ができない旨自認している。しかし、資格がある通関士は独立開業を法律で許されていないため、税関と税務折衝できる専門家が不存在となっている。実態は、税関の調査当局も税理士の同席を求めるのが現状である。したがって、輸入消費税の税務折衝を税理士法で認め条文を追加すべきである。

(4) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること

（申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針））（継続）

（理由及び意見）

令和元年9月1日から事務運営指針「申告書等閲覧サービスの実施について」の

改正に基づき、閲覧時の写真撮影が認められた。しかしながら、委任状に撮影を希望する旨の記載が必要とされ、撮影時には、窓口担当者の同席や写真の確認などの手間が発生している。ついては、コピーを認めることで窓口担当者の立会コスト等の行政コストの削減及び事務効率の向上、納税者の利便性の向上に務めるべきである。

(5) e-Taxによる納税者の税務届出書に関する提出状況を閲覧可能とすること、また、開示請求権を創設すること（継続）

（理由及び意見）

現状、納税者が過去に届け出た届出情報を課税当局側のみ保有しており、納税者は自己の届出書提出状況を自分で容易に確認できない。開示請求をすれば閲覧可能ではあるが、自己の提出状況について開示請求をすべての税目、届出について行うのは現実的ではない。その結果、消費税の届出書提出状況、贈与税の申告状況など容易に開示されれば避けることができるはずの事故が絶えない。これをe-Tax申請することで自己の提出状況が容易に即開示されるよう改正すべきである。

(6) 申告書のほか、更正の請求書についても書面添付できるようにすること（税理士法 33 の 2）（新規）

（理由及び意見）

更正の請求書には参考資料の添付も多くなることから、更正の請求に至った事情や、税理士の確認事項について積極的に説明することにより、税務行政においても、迅速な処理に貢献することができる。

ご協力のお願い

調査研究部では、会員各位からの税制改正に関する貴重なご意見を募集しております。ご所属の県連宛てにご提出ください。どうぞよろしくお願いいたします。

令和 7 年 3 月 31 日

作成担当

関東信越税理士会 調査研究部

部	長	荒	木	雅	江	(土	浦	支	部)				
副	部	長	光	山	武	志	(伊	勢	崎	支	部)		
		〃	松	波	竜	太	(浦	和	支	部)			
委	員	大	山	文	彦	(竜	ヶ	崎	支	部)			
		〃	齋	藤	次	郎	(宇	都	宮	支	部)		
		〃	塚	本	由	美	子	(新	潟	支	部)		
		〃	山	口	正	太	郎	(松	本	支	部)		
担	当	副	会	長	西	山	利	昭	(長	野	支	部)	
担	当	専	務	理	事	井	筒	一	郎	(長	岡	支	部)